

消費税軽減税率制度説明会

～平成31年10月から「消費税軽減税率制度」が導入されます～

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

そこで、事業者の皆様を対象に、制度の概要や軽減税率の対象品目等について説明する「消費税軽減税率制度説明会」を開催します。

是非、お気軽にこの機会をご利用くださいますようお願い申し上げます。

日 時

平成30年11月6日(火)

第1部:午前10時30分～午前11時30分 第2部:午後1時30分～午後2時30分
(第1部、第2部とも同一の内容です。)

会 場

ゆめぷらっと小城 3階 会議室 5 (小城市小城町 253-21)

受講料

無 料

申込方法

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
お電話でのお申込みも可。(小城商工会議所 TEL0952-73-4111、FAX0952-72-4120)

主 催

小城商工会議所 中小企業相談所 佐賀税務署**【講師】****佐賀税務署 担当職員****講座内容**

- 消費税軽減税率制度概要について
- 消費税軽減税率の対象品目について
- 適格請求書保存方式について
- 軽減税率対策補助金について etc

(切り取らずに送信してください)

小城商工会議所 行 FAX 0952-72-4120

平成30年 月 日

11月6日(火)『消費税軽減税率制度説明会』参加申込書

事業所名			受講者名
住 所			
連絡先	TEL	FAX	

※ご記入頂いた情報は、本セミナーの事務処理の目的以外で使用することはありません。